



令和元年12月20日

公立学校施設における木材利用状況に関する調査結果について

文部科学省では、公立学校施設における木材の利用状況について調査を実施しています。このたび、平成30年度における調査結果を取りまとめましたので公表します。

1. 調査内容

- 調査対象：全国の公立学校施設（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）
- 調査項目：（1）木造施設の整備状況及び非木造施設における内装木質化の状況
（2）木の学校の木材使用量

2. 調査結果の概要（別紙1）

- 平成30年度に新しく建築された学校施設760棟のうち、469棟（61.7%）が木材を使用。うち、木造施設は172棟（22.6%）、非木造施設のうち内装木質化を実施した施設が297棟（39.1%）であった。
- 平成30年度に整備された学校施設では、41,076㎡の木材を使用。うち、13,634㎡（33.2%）が木造施設で、27,442㎡（66.8%）が非木造施設の内装木質化等において使用された。

3. 文部科学省における木材利用推進の取組（別紙2）

- 本調査結果を受けて、各地方公共団体に対して公立学校施設における木材利用の促進に関する通知文を发出
- 引き続き木造校舎の整備や内装の木質化に対する国庫補助を実施
- 関係省庁と連携を図りながら、講習会等様々な機会をとらえて木材を活用した学校施設づくりを普及・啓発

4. ホームページへの掲載について

調査結果については、文部科学省のホームページ「学校施設における木材利用」に掲載しています。

(URL:https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/mokuzai/1412339_00002.html)

<担当>

大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 原、宇佐美
電話：03-5253-4111（代表）（内線2463）
03-6734-2463（直通）

公立学校施設における木材利用状況に関する調査結果（概要）

1. 平成30年度に新しく建築された学校の状況

平成30年度に新しく建築された学校施設760棟のうち、469棟（61.7%）が木材を使用。うち、木造施設は172棟（22.6%）、非木造施設のうち内装木質化を実施した施設が297棟（39.1%）であった。

	新しく建築された学校施設	
非木造	588棟	77.4%
うち内装木質化	297棟	39.1%
木造	172棟	22.6%
全事業	760棟	100.0%

※ 公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の計

2. 平成30年度に整備された学校施設の木材使用量

平成30年度に新しく建築された学校施設及び改修を行った学校施設では、41,076m³の木材を使用。うち、13,634m³（33.2%）が木造施設で、27,442m³（66.8%）が非木造施設の内装木質化等において使用された。

	木材使用量	うち国産材使用量	
木造	13,634m ³ (33.2%)	10,991m ³	80.6%
非木造	27,442m ³ (66.8%)	13,684m ³	49.9%
合計	41,076m ³ (100.0%)	24,675m ³	60.1%

※ 公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の計

3. 木造施設及び内装木質化の事例

木造施設の事例



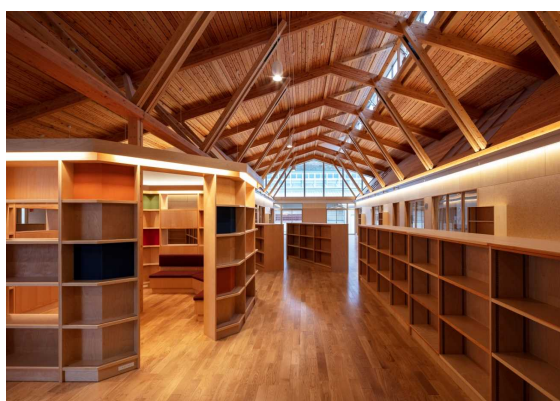
富山県 魚津市立星の杜小学校



和歌山県 田辺市立大坊小学校



内装木質化の事例



岩手県 陸前高田市立気仙小学校



熊本県 阿蘇市立阿蘇西小学校

【参考1】平成30年度に新しく建築された木造施設の整備状況及び非木造施設の内装木質化の状況（学校種別）

（単位：棟）

	幼稚園	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
全施設数	65	373	205	4	79	0	34
うち木造施設数 (木造施設数/全施設数)	18 (27.7%)	74 (19.8%)	48 (23.4%)	0 (—)	27 (34.2%)	0 (—)	5 (14.7%)
うち非木造施設数	47	299	157	4	52	0	29
うち内装木質化数 (内装木質化数/全施設数)	27 (41.5%)	157 (42.1%)	83 (40.5%)	3 (75.0%)	17 (21.5%)	0 (—)	10 (29.4%)

【参考2】平成30年度に新しく建築された学校施設の主な用途

（単位：棟）

	全施設	木造施設	非木造施設	
			内装木質化あり	内装木質化なし
校舎・園舎	422	57	209	156
屋内運動場	86	5	68	13
武道場	14	2	12	0
寄宿舎	12	9	0	3
その他※	226	99	8	119
計	760	172	297	291

※その他：倉庫、屋外便所、部室、プール付属室等

【参考3】全木造施設数（平成30年5月1日時点）

- ・全施設数：371, 504棟
- ・うち木造施設数：33, 968棟（9.1%）

文部科学省における学校施設への木材利用について

学校施設への木材利用の主な効果と意義

○学習環境の改善

- ・柔らかで温かみのある感触や優れた調湿効果による、豊かで快適な学習環境を形成。
- ・森林の保全、地域の産業や地球環境問題などについて学習する教材としての活用。

○地場産業の活性化

- ・地域材や地場の職人の技術の活用による、地域経済の活性化や地場産業の振興。

○地球環境の保全

- ・鉄やアルミニウム等に比べて、材料製造時に要するエネルギー量が少ない。
- ・炭素を貯蔵するため温暖化抑制に寄与。

○地域の風土や文化への調和

- ・学校づくりを通じた、地域とのコミュニティ形成や木の文化の継承の機会の提供。

文部科学省における木材利用推進の取組

(1) 主な取組

ア 木造校舎の整備や内装の木質化に対する国庫補助

「新增築事業」、「改築事業」、「大規模改造事業」等において、公立学校施設の木造化及び内装木質化の補助を行っている。

国庫負担率及び交付金の算定割合

- ・ 新增築… 1 / 2 (原則)
- ・ 改築、大規模改造等… 1 / 3 (原則)

☆①②により、補助単価を最大5%加算。

①環境を考慮した学校施設(エコスクール・プラス)として認定を受けて床や壁等を木の仕上げとする場合、補助単価を2.5%加算。

②地域材を活用して木造施設を整備する場合、補助単価を2.5%加算。

「エコスクール・プラス」において林野庁・国土交通省との連携を図り、地域材や、木造・木質化等に係る先導的技術を使用する整備について、林野庁・国土交通省の優先的な補助を受けられるよう措置（平成29年度よりエコスクールパイロット・モデル事業を改称）。

※このほか、林野庁が実施している「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金」の活用等が可能。

イ 木の学校づくり先導事業の実施

学校設置者等が、建築基準法改正により規制緩和された木造3階建て等の大規模木造校舎や、平成26年度に改正された木造校舎の構造設計に関するJIS規格を活用した校舎、CLTを用いた木造校舎等を整備する先導的な取組に対して財政支援を実施（平成27年度～）。

【初年度】

木造建築の専門家や学校設置者、学校関係者、地域住民等を交え、基本計画策定のためのワークショップ等を実施

【2年目】

初年度に実施したワークショップ等の結果を踏まえ、基本設計と実施設計を実施
※設計費は工事費に算入

【3年目】

実施設計に基づき、木材を活用した学校施設を整備
※一定の要件を満たした場合
補助率 新增築 1 / 2
改築 1 / 3

ウ 木材を活用した学校施設に関する講習会の開催

平成11年度より行政関係者等を対象とした「木材を活用した学校施設づくり講習会」を全国で実施。

- 令和元年度の開催地・・・熊本県（11月18日～19日）
愛知県（11月28日～29日）

（各会場の視察校）



撮影：浅川敏

熊本県立熊本かがやきの森
支援学校（熊本県）



提供：東畑建築事務所

撮影：トトロスタジオ 谷川ヒロシ
新城市立作手小学校（愛知県）

エ 学校施設へ木材を活用するための手引書及びパンフレットの作成・配布

- 学校施設への木材活用のための手引きとして「早わかり木の学校」を作成（平成19年度）。
- 地方公共団体向けに、木材活用事例集「こうやって作る木の学校」を林野庁と共同で作成（平成22年度）。
- 全国の木の学校の中から、近年作られた特色ある学校を紹介した「全国に広がる木の学校～木材利用の事例集～」を作成（平成26年度）。
- 木造3階建て校舎の整備にあたり、学校施設の整備に携わる事務職員の方々にも理解できるように、建築基準法改正の主なポイントをイラストや写真等を用いて紹介した「木の学校づくりー木造3階建て校舎の手引ー」を作成（平成27年度）。
- エコスクールとして内装木質化を実施した学校を紹介したパンフレット「エコスクールー環境を考慮した学校施設の整備推進ー」を作成（平成29年度）。
- 学校施設における木材利用が一層促進されるよう、平成11年2月に発行した「木の学校づくりーその構想からメンテナンスまでー」を20年ぶりに改訂。木の学校づくりにおける、構想、計画、設計、木材調達、施工、メンテナンス、関連法規、補助制度等について、分かり易く整理するとともに、現地調査事例やコラムを掲載（平成30年度）。

オ 木造校舎の構造設計標準（JIS A 3301）の改正

「木造校舎の構造設計標準の在り方に関する検討会」（座長：長澤悟 東洋大学名誉教授）における議論を踏まえ、木造の設計経験のない技術者でも比較的容易に木造校舎の計画・設計等が行えるよう、また、近年の学校施設に求められる機能や性能等が確保できるものとなるよう、JIS A 3301を改正。

また、改正の考え方や実験データ、留意事項、具体的な設計例及び構造計算例等を取りまとめた技術資料を作成（平成 26 年度）。

カ 木材利用促進に関する通知の発出

- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく「公立建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」が、CLT等の新たな木質部材の積極的活用の観点等から変更されたため、各都道府県教育委員会等に対し、学校施設における木材利用の促進について、要請・周知する通知を発出（平成 29 年度）。
- 本調査結果を受けて、各地方公共団体に対して公立学校施設における木材利用の促進に関する通知文を発出（平成 30 年度、令和元年度）。

（2）今後の取組

ア 本調査結果を受けて、各地方公共団体に対して公立学校施設における木材利用の促進に関する通知文を発出

イ 引き続き木造校舎の整備や内装の木質化に対する国庫補助を実施

ウ 関係省庁と連携を図りながら、講習会等様々な機会をとらえて木材を活用した学校施設づくりを普及・啓発